



新年の御挨拶

皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス拡大から、間もなく3年が経ちます。昨年は、マスク着用やリモートワーク等「ニューノーマル」が「ノーマル」になりつつある中、ロシアによるウクライナ攻撃、物価高騰、円安など、日常に多大な影響がありました。一方で、2年ぶりに入国制限が解除され、技能実習生や特定技能生が多く入国する事が出来、とても大きな、嬉しい動きがある年でもありました。

にじいろ国際協同組合事務局では、本年度「飛翔」という言葉を抱負に掲げました。飛翔とは、呼んで字のごとく、『飛』び『翔』け回っているという意味です。海外の行き来が自由になった今、現地での面接によって新たな学びや出会いで沢山の笑顔を創出し、更なる飛躍の年になるようスタッフ一同邁進して参ります。本年も何卒宜しくお願い申し上げます。皆様のご健勝とご活躍を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。にじいろ国際協同組合 代表理事 原口 和香奈



入国再開されもうすぐ一年！今一度備え付け帳簿をご確認下さい。

皆様におかれましては、弊監理団体の実習事業にご理解ご協力を賜り、誠に有難うございます。2022年3月に入国が再開され、早1年が経とうとしています。この時期に入国した実習生達は、基礎級試験も続々と済み、実技・学科ともに合格と嬉しい報告が続いております。次は2号（技能の習熟 時期）申請へと続きますが、このタイミングで今一度、備え付け帳簿の確認や、技能実習法についておさらいして頂けると幸いです。

技能実習日誌について

技能実施日誌に記載する技能実習生が実施した業務や実習生への指導内容は、実習実施予定表で計画しました「必須業務」「関連業務」「周辺業務」およびそれぞれの「安全衛生作業」の項目となります。基本的には、実習実施予定表で計画しています時間を基準に業務および指導を行う必要があります。ただし、絶対に実習実施予定表の記載時間通りにしなくてはならないわけではありませんが、予定と現実が大きく違いすぎますと外国人技能実習機構から指摘される原因にもなるので、留意してください。

それぞれの指導員の役割

再度、それぞれの役割について記載します。【技能実習責任者】技能実習を管理・監督する責任者で、事業所ごとに選任され、技能実習指導員、生活指導員など、技能実習に関わる職員を監督し、技能実習の進捗状況などを管理する役割があります。【技能実習指導員】技能実習生を直接指導し、実習を通じて技術や知識を習得してもらうための指導を行います。また、技能実習が計画通りに行われ、技能実習生が技術や知識をしっかりと習得できているかどうかを監督し、必要な指導をする役割があります。【生活指導員】外国人技能実習生の生活上の指導だけでなく、外国人技能実習生の生活状況の把握をし、技能実習生の相談に乗るなどして、問題の発生を未然に防止する重要な役割を担います。

パワーハラスメント防止法

ご存じと思いますが、令和4年（2022年）4月から、中小企業においても、パワーハラスメント防止法（以下、パワハラ防止法）が適用になりました。パワハラ防止法では、パワハラを、以下3つを満たすものとして定義しています。① 優越的な関係に基づいて行われること ② 業務の適正な範囲を超えて行われること ③ 身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること。パワハラ防止法により、企業は職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが義務となりました。詳しくは、厚生労働省のHPなどで確認ください。組合員のみなさまは、技能実習生と良好な関係にあると思いますが、もう一度、パワハラ防止法について確認されてはいかがでしょうか？

■監理団体からのお知らせ

旧年12月の定期監査にご協力いただき、有難うございました。本年も定期監査月は変わらず、3月、6月、9月、12月となります。ご協力の程、宜しくお願い致します。